

消費者事故情報の公開について

2017年3月6日

内閣府消費者委員会消費者安全専門調査会

宍戸 常寿（東京大学）

1 消費者事故情報の公開の位置づけ

(行政情報の公開一般)

- ✓ 知る権利と自由な情報流通の確保
 - ▶ 公的部門: 強制的権限を含め取得した情報の公開
情報提供 (government speechの側面)
統計データの作成公開
 - ▶ 民間部門: 表現の自由 (報道の自由) の保障
開示・表示の義務づけ
- ✓ オープンデータ化の進展
 - ▶ 効果的効率的な行政
 - ▶ ビジネスの創出
 - ▶ 市民の行政参加・協働
- ✓ 個人情報保護法制改正による非識別加工情報制度の導入

✓ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する**多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する**課題の解決**に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって**国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現**に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、**個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図る**ことを旨として、行われなければならない。

3 官民データ活用の推進は、国及び地方公共団体における施策の企画及び立案が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、**効果的かつ効率的な行政の推進**に資することを旨として、行われなければならない。

4 官民データ活用の推進に当たっては、**情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性が確保される**とともに、**個人及び法人の権利利益**、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事故情報の公表と課題)

✓ 消費者安全法

消費者庁が公的部門の把握した事故情報の集約・分析、公表
→「開かれた情報の場」としての消費者庁

✓ 事故情報のライフサイクルが公表を前提

「消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。」(第171回国会参議院消費者問題特別委員会付帯決議15)

✓ 消費者安全専門調査会報告書(2011年)の提言

ア 重大事故等に係る情報収集・分析・公表・予防—① 情報の収集強化・収集範囲拡大、② 緊急を要する事故情報の公表、③ 事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化

イ 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用—① 参考情報の収集・分析・活用、② 事故情報分析タスクフォースにおける事案選択基準の明確化、③ 誤使用等に係る事故が多発した製品・役務についての提供事業者の活用

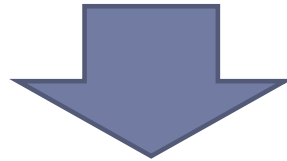
ウ 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化—① 消費者庁の体制強化、② 外部機関の活用

オープンデータ化の進展を踏まえ、事故情報の公開も深化すべきではないか
これまでの事故情報データバンクの利用実績が少ないとすれば、より利用しやすいものにすべきではないか

2 事故情報のオープン化の意義

(既存の公表制度の連続性)

- ✓ 事故被害の拡大防止
- ✓ 注意喚起
- ✓ 国民の啓発



(事業者にとってのオープン化の意義)

- ✓ 当事者である企業—リコール等に至る前の製品改良の契機
(※)経産省製品安全対策優良企業表彰
- ✓ 他の企業—自社の同種製品を利用する顧客への注意喚起などの取組
- ✓ ISO 26000:2010(社会的責任に関する手引)の遵守促進につながる
 - 6.7.4「消費者の安全衛生の保護」
 - 6.7.6「消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決」

(公開による消費者等の参加)

- ✓ 公的部門の事故情報は消費者庁に集約
 - 仮に消費者庁における分析体制が不十分であっても、公開された情報を第三者(消費者団体、研究者等)が分析すれば、消費者保護に資する
 - 公開された情報を分析して消費者・事業者を提供する事業者の登場が期待される
- ✓ 事故情報データベースの公開が進めば、各アクターが情報を提供するインセンティブが高まる
 - 事故情報のプラットフォームとしての消費者庁の機能・役割の拡大が期待
- ✓ 消費者行政それ自体の透明性・外部によるチェックの可能性を高める

3 事故情報のオープン化の留意点・課題

(事故情報の公表についてのこれまでの整理)

- ✓ 「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」(2009年、2010・2013年改訂)

- 消費者事故情報・重大製品事故情報→定期的公表
- 消費者被害の発生又は拡大防止のための注意喚起、重大製品事故による重大な危害発生及び拡大の防止、緊急・重大な事案→迅速な公表
- 社会的影響等を勘案した公表



- ✓ 「消費者事故情報公表の法的論点の整理」(2009年)

- ①公表の対象、②公表の時期、③公表される情報の内容、④公表の手続、⑤賠償・損失補償、⑥情報の伝達、⑦その他の留意点

(公表を含む消費者行政それ自体との関係)

- ✓ オープン化が公表を含む消費者行政の実効性を損なわないよう配慮が必要
- ✓ 公開を恐れて消費者(プライバシー)・事業者(営業秘密・風評被害)からの情報提供が萎縮する
⇔事故の当事者となった消費者の、他の消費者が同じ事故に遭わないようにという思いを伝える側面もあるのではないか
- ✓ 公的部門等からの事故情報データバンクへの集約への支障
⇔一元的に集約するだけでなく、PIO-NETをはじめとする複数のデータベースの連携により、結果として公的部門、消費者・企業等が分析・利活用しやすくなれば消費者保護の目的を達成できるのではないか
- ✓ 消費者庁の分析・情報提供等が届かなくなるおそれ
⇔公開により消費者庁以外の第三者が参加して事故情報を多様に分析・利活用することのメリットは、両立させられるのではないか



事故情報のオープン化による利益と不利益のバランスを具体的に取る必要

(情報の収集・集約段階)

- ✓ 事故の原因・因果関係が未解明であったり、分析が不十分であったり、情報として意味を持たない段階でも、データの公開に一定の意義



- ✓ オープンデータ・バイデザインの視点
公開を見据えて、入力項目・方法を含めたデータの取得・集約の在り方について検討が必要
 - ✓ セキュリティの確保
 - ✓ 質の高い情報収集の工夫
 - 企業の反論の機会を保障
 - 企業の情報提供の貢献度に応じてデータベース閲覧の範囲を拡大する
- ※電気通信事業者と国民生活センターの連携・情報交換
(総務省「ICTサービス安心・安全研究会告書」(2014年)参照)

(行政機関個人情報保護法)

- ✓ 情報の利活用・行政の適切円滑な運営とプライバシー等の利益の調整
- ✓ 個人情報(行個法2条1項1号)
「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」
→氏名・生年月日・住所等を削除しても、他の情報と照合して特定の個人を識別できるものは個人情報
- ✓ 要配慮個人情報(行個法2条4項)
「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」
→事故情報が病歴・犯罪被害に関わる場合には、要配慮個人情報として慎重な取扱いが必要

✓ 保有個人情報の提供等の規律

利用及び提供の制限

原則

保有個人情報の利用目的以外の利用・提供は禁止(8条[9条]1項)

例外

※本人の同意がなければ目的外利用・提供ができない制度ではない

1. 法令に基づく場合(8条[9条]1項)

(例) 刑事訴訟法197条2項に基づく捜査事項照会など

2. 本人の利益や社会公共の利益がある場合等(8条[9条]2項)

① 本人の同意／本人に提供

② 行政機関(独法等)内部の利用

+

「相当な理由」(注1)

③ 他の行政機関等への提供

+

「相当な理由」(注1)

④ 行政機関等以外の者への提供

+

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

「特別の理由」(注2)

(注1) 社会通念上、客観的にみて合理的な理由

(注2) 行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるなど、本来行政機関等で厳格に管理すべき個人情報を、行政機関等以外の者に例外的に提供することが認められるに値する「特別の理由」(「相当な理由」より更に厳格な理由)

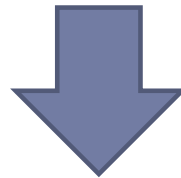
総務省「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」第1回資料

本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提

10

✓ 事故情報の特性

- ▶ 被害を受けた消費者のプライバシー
- ▶ ※医療機関ネットワークから提供されたものについては一層の注意が必要
- ▶ 特殊な事故の場合、報道等により不特定多数の者が公開された情報との照合や推知が可能になる場合がある
- ▶ 事故の日時・場所、利用方法などの詳細な項目がなければ、事故情報としての分析・利活用に無意味な場合もある



✓ オープン化に当たっては、氏名等を削除した上で、分析・利活用の有用性と個人特定のリスクとを典型的に判断、かつ両者を衡量し、

- ▶ 本人の同意を取得する
- ▶ 公開の利益が個人情報保護の利益に優越するかを、情報の内容等から典型的な判断を経由させる
- ▶ さらに加工を行って特定のリスクを低減させる

等した上で、公開する(または利用範囲を限定する)ことが考えられる

✓ 特定のリスクの低減については、匿名加工情報・非識別加工情報を巡る議論が参考になる

① 特定の個人を識別することができる記述等の削除

→氏名・住所の削除・一般化・丸める

② 個人識別符号の削除

③ 情報を相互に連結する符号の削除

④ 特異な記述等の削除

→社会通念上特異な、症例数の少ない病歴、超高身長・年齢等の削除・トップ(ボトム)コーディング

⑤ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

→商品情報(品番・色)等の取扱い

参照リスク(参照情報の入手、マッチングの容易性)の評価

個人情報保護法、同法施行令、同法施行規則

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」

個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

NII「匿名加工情報の適正な加工の方法に関する報告書」

(公開の方法)

✓ 事故情報の公開と著作権等との関係

事故情報データベースシステム「著作権について」

「当事故情報データベースの内容の全部又は一部については、適宜の方法により出所、検索日を明示することで、引用、転載、複製を行うことができます。ただし、本文の内容が変わるような引用、転載、複製はお断りします。」

政府標準利用規約(第2.0版)

「当ウェブサイトで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、どなたでも以下の1)~7)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。」

- ✓ あらかじめ要件を定める(研究者等)か、個別事例ごとの判断などにより、一定の範囲の人にのみ事故情報を公開する方法も考えられる
- ✓ 一定期間経過後の閲覧制限または利用者への注意喚起も考えられる

VLED「オープンデータガイド(利活用編)」

「(イ)行政処分情報等の公開に関するポイント」

食中毒に伴う営業停止などの行政処分情報は、地方自治体のウェブサイト等で公表されている。

基本的には公開された情報であるが、二次利用等によって、より長期あるいは過剰な制裁となるおそれがあるので注意が必要である。」

(公開による責任等)

- ✓ 公表の目的、方法、結果等の観点から不法行為に該当するかという消極的判断だけではなく、積極的な公益実現の観点から議論する必要

事故情報データベースシステム「免責事項について」

「消費者庁ならびに国民生活センターは、当事故情報データベースの利用者が当事故情報データベースの情報をを用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。当事故情報データベースの保守、火災・停電その他の自然災害・ウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって、当事故情報データベースによるサービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害につき、責任を負いかねますのでご了承下さい。その他当事故情報データベース上の全ての掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、予告なく内容等を変更・削除することがありますので、あらかじめ御了承ください。」

政府標準利用規約(第2.0版)における免責規定

「国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。)について何ら責任を負うものではありません。」



- ✓ 消費者庁と利用者との間の責任分界点を明確にする必要
- ✓ 企業の対応等の状況変化に対して、情報を受け付ける等して事故情報を更新することが望まれる

ご清聴ありがとうございました。